

福島県地域公共交通活性化協議会地域部会 設置要領

(趣旨)

第1条 地域の実情に応じた協議等を行うため、福島県地域公共交通活性化協議会設置要綱第7条の規定に基づき、地域部会を設置する。

(組織)

第2条 地域部会は、次に掲げるものとする。

- (1) 県北地域部会
- (2) 県中・県南地域部会
- (3) 会津・南会津地域部会
- (4) 相双・いわき地域部会

(事業)

第3条 地域部会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福島県地域公共交通計画に関する協議等全般
- (2) 乗合バスの路線退出等に伴う協議等全般
- (3) 前号に掲げるもののほか、地域部会の目的を達成するために必要なこと。

(地域部会の構成員)

第4条 地域部会は別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 地域部会の委員の任期は3年間とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 地域部会に会長、副会長を置く。

- 2 会長は福島県生活環境部生活交通課長とし、副会長は会長の任命による。

(地域部会の運営)

第6条 地域部会は会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 地域部会は、委員の過半数が出席するか書面等により協議に参加できなければ開くことができない。
- 3 地域部会は、会長の判断により、協議事項に直接関係する者のみの出席により開催することができる。
- 4 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、その代理の者をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 地域部会の議決方法は原則として全会一致とするが、成立しない場合は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 地域部会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は地域部会への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

- 7 地域部会において協議した結果は、福島県地域公共交通活性化協議会の協議結果とすることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、地域部会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第7条 この設置要領に定めるもののほか、地域部会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この設置要領は、令和5年3月17日から施行する。
- 2 この設置要領の施行後最初に就任する委員の任期は、第4条第2項の規定に関わらず、令和8（2026）年3月31日までとする。

附 則

この設置要領は、令和5年7月7日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和5年11月2日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年3月21日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年6月21日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和6年12月18日から施行する。

附 則

この設置要領は、令和7年6月18日から施行する。